



2023年 5 月11日

各 位

上場会社名 株式会社ノリタケカンパニーリミテド
代表者 代表取締役社長 加藤 博
(コード番号 5331)
問合せ先 総務部長 山崎 貴司
(TEL 052-561-7110)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年5月11日開催の取締役会において、2023年6月23日開催予定の当社第142回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役会の監督機能をより強化する等、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、経営の意思決定の迅速化を実現するため、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、当社定款につきまして、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- (2) 監査等委員である取締役を含めた取締役全体の員数を適正規模にするため、取締役の員数の上限を減員するものです。
- (3) その他、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(削除)
(3) <u>監査役会</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第 5 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>
<p>第 6 条～第 11 条 (条文省略)</p>	<p>第 6 条～第 11 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p>
<p>第 12 条～第 18 条 (条文省略)</p>	<p>第 12 条～第 18 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p>
<p>(取締役の員数)</p>	<p>(取締役の員数)</p>
<p>第 19 条 当社の取締役は、<u>18</u>名以内とする。</p>	<p>第 19 条 当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は、<u>12</u>名以内とする。</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>②当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任)</p>	<p>(取締役の選任)</p>
<p>第 20 条 取締役は、株主総会で選任する。</p>	<p>第 20 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会で</u>選任する。</p>
<p>② (条文省略)</p>	<p>② (現行どおり)</p>
<p>③ (条文省略)</p>	<p>③ (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p>	<p>(取締役の任期)</p>
<p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>第 21 条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>②監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>③補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>④補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>
<p>第 22 条 (条文省略)</p>	<p>第 22 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第25条 取締役会は、取締役中会社を代表するもの若干名を選定し、各自会社を代表させる。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第26条 取締役会は、その決議をもって取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長若干名を選定することができる。</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p>第30条 当社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会を招集するには、各取締役に対して会日の3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の取締役への委任)</u></p> <p>第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって<u>重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第26条 取締役会は、取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から会社を代表するもの若干名を選定し、各自会社を代表させる。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第27条 取締役会は、その決議をもって<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長若干名を選定することができる。</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の選任)</u> <u>第31条 監査役は、株主総会で選任する。</u> <u>②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(補欠監査役の予選の効力)</u> <u>第32条 補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の任期)</u> <u>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第34条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集)</u> <u>第35条 監査役会を招集するには、各監査役に対して会日の3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u> <u>第36条 監査役会は、その決議により、常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u> <u>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員および監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第31条 監査等委員会は、その決議により、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集)</u> <u>第32条 監査等委員会を招集するには、各監査等委員に対して会日の3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u> <u>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 計 算 第39条～第42条 (条文省略)</p>	<p>第6章 計 算 第34条～第37条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>①当社は、第142回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任</u></p>

現行定款	変更案
	<p><u>を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>②第 142 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 38 条第 2 項の定めるところによる。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2023 年 6 月 23 日（金）

定款変更の効力発生日 2023 年 6 月 23 日（金）

以 上